

令和3年度

定期（工事）監査結果報告書

令和3年5月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

また、同条第10項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和3年5月

瀬戸内市監査委員 小野 和倫
同 竹原 幹

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の報告基準	3
第 8	監査の結果	4
1	監査の結果	4
2	指導事項	5
	(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの	5
	(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	6
第 9	意見	8
参考		9

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（工事監査）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

（1）対象部署 教育委員会総務学務課及び財務部建築営繕室

（2）対象工事 行幸小学校校舎大規模改造工事等

ア 工事件名等

工事件名	契約日	契約金額
行幸小学校校舎大規模改造Ⅰ期工事	令和元年12月19日	613,800,000円
校舎大規模改造工事に伴う仮設校舎賃貸借	令和元年8月2日	最終契約金額 295,636,000円
ガラスフィルム張り工事	令和2年8月20日	1,265,000円
黒板クリーナーボックス取付他工事	令和2年9月7日	682,000円

注：契約方法、変更契約の経緯等は参考参照（P9）

イ 工事に関連するその他の契約

契約名	契約日	契約金額
校舎長寿命化改修概略設計	平成30年5月29日	3,726,000円
校舎大規模改造工事实施設計	平成30年11月2日	最終契約金額 22,129,200円
仮設校舎設置に伴う監理業務	令和元年7月29日	2,084,500円
校舎大規模改造Ⅰ期工事監理業務	令和元年11月1日	4,939,000円

注：変更契約の経緯等は参考参照（P9）

ウ 工事の主な目的

行幸小学校は、昭和50年代に建設されたもので、老朽化が進んでいるため、施設の内外装を大規模改修することにより、施設の長寿命化を図るもの。

エ 工事の内容等

①校舎大規模改造工事

北棟(昭和50年度建築)：鉄筋コンクリート造2階建 960.30㎡

南棟(昭和56年度建築)：鉄筋コンクリート造3階建 1,292.56㎡

エレベーター・トイレ棟(平成11年度建築)：鉄骨造3階建 49.50㎡

②仮設校舎賃貸借

軽量鉄骨ブレース構造2階建 1,875.86㎡

③ガラスフィルム張り工事

④黒板クリーナーボックス取付他工事

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性等

第5 監査の主な実施内容

証憑^{ひょう}突合、計算突合、質問、観察、閲覧等の手法により、監査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を得て監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施場所：瀬戸内市保健福祉センターゆめトピア長船

(瀬戸内市長船町土師277番地4)

瀬戸内市立行幸小学校(瀬戸内市長船町服部163番地)

日 程：令和2年12月18日から令和3年5月18日まで

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

第8 監査の結果

1 監査の結果

行幸小学校校舎大規模改造工事全般について、施工においては、おおむね適正であることから、指摘事項はなく、3件の指導事項とし、以下の「個別事項」において示すものとする。

また、技術士から、評価できると記載のあった内容は次のとおりである。

令和2年9月29日、公立小中学校に建築物移動等円滑化基準への適合を義務付ける、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（令和2年政令第302号）の一部を改正する政令が閣議決定された。この改正により、令和3年4月1日以降に新築・増築・改修工事を開始する公立小中学校（延べ2,000平方メートル以上）は、特別特定建築物に指定され、その基準に適合したバリアフリー化が求められることとなる。

今回の校舎大規模改造工事实施設計は、令和2年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令改正前の平成30年度に設計しているにもかかわらず、同基準に適合させることとしており評価できる。

2 指導事項

- (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- ア ライフサイクルコストの比較検討を行ったうえで整備方針を決定し、施設整備等を実施するよう改善する必要があるもの

総務学務課は、平成30年度に、行幸小学校の校舎長寿命化改修概略設計を委託契約3,726,000円で締結している。

瀬戸内市学校施設長寿命化計画（平成29年3月 瀬戸内市教育委員会策定）によると、市の学校施設は、適切な保全管理を行いながら、計画的に長寿命化を図る改修を行うことで、今後は、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建物の目標耐用年数を80年とすることとしている。

また、国においては、公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（平成12年9月 公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定）において、公共工事コストの低減だけでなく、構造物がつくられてからその役割を終えるまでにかかる費用、いわゆるイニシャルコストとランニングコストをトータルでとらえたライフサイクルコストの低減等、総合的なコスト縮減に取り組むこととしている。

しかし、総務学務課は、校舎長寿命化改修概略設計を行う際に、建築コスト縮減の検討として、改修や建て替えとそれぞれの場合の運営費等を含めたライフサイクルコストの比較検討を行っていなかった。

したがって、学校施設は長期間にわたって使用されるものであり、経済性の観点から、短期的なコスト比較だけでなく、ライフサイクルコストの比較検討を行ったうえで整備方針を決定し、施設整備等を実施するよう改善する必要があると認められる。

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
ア 校舎大規模改造工事实施設計時の事務手順等を改善する必要があると認められるもの

総務学務課は、平成30年度に、行幸小学校の校舎大規模改造工事实施設計を委託契約18,144,000円で締結し、その後、契約内容に変更が生じたことから3,985,200円増額の変更契約を締結している。

行幸小学校校舎の北棟については、平成14年に耐震診断を実施しており、建物の耐震性能を表す指標であるIS値は、文部科学省が耐震補強後の目安としている0.7を上回る0.76となっている。また、市は、平成27年度末の市内学校施設の耐震化率が100%となっていることをホームページで公表している。そして、平成30年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（平成30年8月28日公表 文部科学省）においても、公立小中学校の耐震化未完了の学校設置者に瀬戸内市は入っていない。

しかし、総務学務課は、行幸小学校校舎の北棟のIS値が基準を上回っているにもかかわらず、耐震性を再確認する必要があるとして、途中で契約変更を行い、北棟の耐震診断を行っている。

このように、総務学務課は、校舎大規模改造工事实施設計の契約締結後に耐震診断を実施しているが、大規模改造の前提として耐震性を有していることは必要条件であるため、耐震性を再確認する必要があると判断していたのであれば、当初の校舎大規模改造工事实施設計の仕様書に、耐震診断を実施し耐震性が不足する場合には耐震補強設計を実施することを、業務内容に含んでおくなど、事務手順等を改善する必要があると認められる。

- イ 当初の工事実施設計時に見込まれていなかったものについて、別途の工事として判断したにもかかわらず、共同企業体の構成員のみからの見積徴取により契約を締結していたことについて、契約事務等を改善する必要があるもの

総務学務課は、校舎大規模改造工事と並行して、校舎大規模改造工事中に新たに学校からの要望として、ガラスフィルム張り工事1,265,000円及び黒板クリーナーボックス取付他工事682,000円の契約を締結し、工事を実施している。

総務学務課は、これらの工事を、校舎大規模改造工事の変更契約とするより、それぞれ別途の工事とするほうが妥当であると判断し、随意契約により契約を締結し工事の発注を行っていた。

しかし、確認したところ、総務学務課は、随意契約を締結するに当たり、校舎大規模改造工事を受注している共同企業体を構成している2者から見積書を徴取し、そのうち1者と契約を締結していた。

したがって、別途の工事として判断したにもかかわらず、共同企業体の構成員のみからの見積徴取により契約を締結していたことは、公正性及び競争性の観点から適切ではないことから、契約事務等を改善する必要があると認められる。

第9 意見

今回の工事監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、市の組織及び運営の合理化に資するため、今後の工事や設計に関する事務処理に当たり参考にすべき事項として、次の点に留意し改善することを求める。

・設計に用いる積算単価等の決定について

公共工事設計の積算に用いる単価等は適正な市場価格を用いる必要がある。しかし、今回の校舎大規模改造工事に伴う仮設校舎賃貸借の設計を行う際に、設計業者は、1者のみに形状・品質・規格・数量及び納入時期・場所等の条件を提示し、徴取した参考見積りを使用して、設計を行っていた。

適正な市場価格を調査するために参考見積りを徴取する場合には、公正性、透明性、経済性の観点から、複数の者から参考見積りを徴取することとするなど、改善する必要がある。

参考

契約方法、契約変更の経緯等

(1) 工事件名等

工事件名	契約期間	工事費 (契約日)	入札方法等
行幸小学校校舎大規模改造 I 期工事	令和元年12月19日 ～令和2年12月21日	613,800,000円 (令和元年12月19日)	制限付き一般競争入札 (6共同企業体参加) 落札率 99.8%
校舎大規模改造工事に伴う仮設校舎賃貸借	令和元年8月2日 ～令和4年7月15日	283,800,000円 (令和元年8月2日)	指名競争入札 (6者参加)
		292,369,000円 (令和元年12月16日)	請負代金を8,569,000円増額する変更契約
		295,636,000円 (令和2年2月7日) (最終契約金額)	請負代金を3,267,000円増額する変更契約
ガラスフィルム張り工事	令和2年8月20日 ～同年12月21日	1,265,000円 (令和2年8月20日)	随意契約
黒板クリーナーボックス取付他工事	令和2年9月7日 ～同年12月21日	682,000円 (令和2年9月7日)	随意契約

(2) 工事に関連するその他の契約

契約名	契約金額・契約日
校舎長寿命化改修概略設計	3,726,000円 (平成30年5月29日契約)
校舎大規模改造工事実施設計	18,144,000円 (平成30年11月2日契約)
	22,129,200円 (平成31年3月11日変更) ※請負代金を3,985,200円増額及び完了期間の変更
仮設校舎設置に伴う監理業務	2,084,500円 (令和元年7月29日契約)
校舎大規模改造 I 期工事監理業務	4,939,000円 (令和元年11月1日契約)

